

別紙

【利用料金】

① 利用者負担金（算定例）

利用者にお支払いいただく負担金は、原則として次の利用料の1割の額です。

利用時間 (以上～未満)	居宅介護		重度訪問介護			通院介助			
	身体介護	家事援助	重度障害者	区分6	その他	身体介護を 伴わない			
～0.5	2,480円	1,020円	2,120円	2,000円	1,840円	1,020円			
0.5～0.75	3,920円	1,480円				3,160円	2,980円	2,740円	1,910円
0.75～1.0		1,910円							
1.0～1.25	5,700円	2,310円	4,210円	3,970円	3,650円	3,350円			
1.25～1.5		2,670円							
1.5～2.0	6,510円	市町村が特に 認めた場合、 15分毎に34 0円 市町村が特に要 求した 場合30分毎に810円	4,210円	3,970円	3,650円	3,350円			
2.0～2.5	7,320円		5,260円	4,960円	4,560円	4,030円			
2.5～3.0	8,130円		6,320円	5,960円	5,480円	4,710円			
3.0～3.5			7,360円	6,940円	6,380円	5,390円			
3.5～4.0			8,420円	7,940円	7,300円	6,070円			

(30分毎に680円増)

同行援護		
身体介護を 伴う	身体介護を 伴わない	平成30年4月 以降に支給決定 を受けた方に提 供した場合
2,570円	1,050円	1,840円
4,060円	2,000円	2,910円
5,910円	2,790円	4,200円
6,740円	3,490円	4,840円
7,580円	4,190円	5,470円
8,420円	4,890円	6,100円
9,250円	5,590円	6,730円
10,080円	6,290円	7,360円

(30分毎に830円増) (30分毎に700円増) (30分毎に630円増)

居宅介護の通院等介助について

・身体介護を伴う通院等介助の利用料金は、身体介護の利用料金と同額

*サービスの提供にあたり、やむを得ない事情で利用者の同意のもと同時に2人の訪問介護員がサービスの提供を行った時の利用料金は利用料の2倍の額になります。

*利用料金は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、当説明書を差し替える事とします。

【 加 算 】

加算の種類	加 算 の 要 件	加 算 額
夜間・早朝加算	夜間（午後6時～午後10時）又は早朝（午前6時～午前8時）にサービスを提供した場合	利用料の25%の額 （1回につき）
特定事業所加算 （Ⅱ）	事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た場合	利用料の10%の額
緊急時対応加算	家族の入院等による利用者からの緊急要請により、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更及びヘルパーの手配を行なう、もしくは自らがサービス提供を行なった場合（月2回を限度）	1,000円 （1回につき）
初回加算	サービス提供責任者が新規利用者に対し、居宅介護計画を作成し当月中に自らがサービス提供を行なう又は事業所のヘルパーに同行して訪問した場合	2,000円 （1月につき）
上限額管理加算	市町村から上限額到達者と認定された方から上限額管理事務を依頼され実際に行った場合（月1回を限度）	1,500円 （1回につき）
特別地域加算	厚生労働大臣が定める適用地域に居住している方にサービスを提供した場合（上越市における適用地域は、頸城区、大潟区を除く全地域）	利用料の15%の額
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ）	事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た場合	居宅介護 30.3% 重度訪問介護 19.2% 同行援護 30.3% （利用料に対する額）
重度訪問喀痰吸引 等支援体制加算	喀痰吸引等は必要な方に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合	100円 （1日につき）
喀痰吸引支援体制 加算	喀痰吸引等が必要な方に対して、複数の事業所から介護職員等が派遣された場合	100円 （1日につき）

② その他の費用

サービス提供に際し実費を要した場合は、全額を利用者にご負担いただきます。

- ・交通費：利用者の居住地が通常の事業の実施地域以外にあるとき、地域外における車両走行
1kmあたり20円（特別地域加算の対象となっている地域は除く）